

障がいがある児童の入所に関する規程

特定非営利活動法人
ちがさき学童保育の会

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会児童クラブ運営規約（以下「児童クラブ運営規約」という。）第7条2項に定める障がいがある児童の受け入れについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、障がいがある児童とは、障害者手帳、療育手帳等を所持している児童、又は専門機関において障がいと判定された児童をいう。

(対象児童)

第3条 児童クラブに入所することができる障がいがある児童は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 他の児童と同様に放課後児童クラブへの入所要件を満たしている
- (2) 児童クラブへ自力で通所ができる（保護者又は代理人による付添いは可）
- (3) 児童クラブで集団生活ができる
- (4) 児童クラブの施設及び設備で受入れができる
- (5) 医療処置または、複雑な専門的処置を常時必要としない
- (6) 極度の多動性、突発的行動及び放浪癖がない
- (7) 排泄に常時介護を要さず、予告ができる
- (8) 自他の安全を損なう行動がない

(実施場所)

第4条 障がいがある児童の受入れは、基本的に全児童クラブにおいて実施するが、障がいの程度や症状・施設の設備状況や必要となる支援内容によっては、学区外の児童クラブで入所決定する場合もある。

(入所の申請)

第5条 第2条に規定する障がいがある児童が、児童クラブへの入所の承認を受けようとするときは、児童クラブ運営規約第8条に定める書類のほかに障がいがある児童を証する書類（写しでも可）を添えて理事長に申請し、承認を受けなければならない。

(申請要件)

第6条 第2条に規定する障がいがある児童が児童クラブへの入所の承認を受けようとするときは、入所審査会までに当該児童クラブにて体験保育・面談を行う。

- 2 前年度に在籍している児童においては、入所審査会までに面談のみ実施する。
- 3 必要に応じて、学校及び関係機関等とクラブが情報交換を行うことに同意する。
- 4 入所決定後は、定期的にクラブ支援員と情報交換会を行い参加することに同意する。

(入所審査会)

第7条 入所審査会は、児童クラブ運営規約 第9条において定める。

(入所審査会の審査事項)

第8条 入所審査会は、次の各号に定める事項について審査する。

- (1) 第3条に規定する障がいがある児童に該当するかの確認。
- (2) 障がいがある児童の入所可否の決定。
- (3) その他、条件を付して入所を許可する児童の必要な支援内容等の審議と、入所可否の決定。

2 前項の審査は、茅ヶ崎市児童クラブ入所申請書、児童調査票、児童クラブ入所に関する状況調査票、専門機関より発行された証明書等、保護者及び関係機関との面接等を参考に行う。

(入所の承認)

第9条 理事長は、入所審査会の意見等を総合的に判断し、障がいがある児童の入所を承認する。

(入所の承認の取消し)

第10条 理事長は、保育の過程において、次の各号に定める事項について入所審査会を経て当該児童の児童クラブへの入所の承諾を取り消すことができる。

- (1) 障がいがある児童が第3条を満たさない場合
- (2) 児童クラブでの見守りが困難であると認められたとき

(準用)

第11条 この規程は、児童クラブ入所後に障がいを有することが判明した児童にも準用する。

(規定の改廃)

第12条 この規程の改廃については、理事会においてその過半数の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2009年 3月 7日から施行する。

この規程は、2009年 4月 4日から施行する。

この規程は、2012年 3月 1日から施行する。

この規程は、2013年11月 1日から施行する。

この規程は、2020年 4月 1日から施行する。